

# 国際教養大学公益通報等処理規程

平成31年2月12日  
理事長決定  
規程第120号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学業務方法書第26条の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学(以下「本学」という。)における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報等に関する事項について定めることにより、本学における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「公益通報」とは、次の各号に掲げる者(以下「教職員等」という。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学の業務に従事する役員若しくは教職員について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を本学に通報することをいう。

- 一 国際教養大学教職員就業規程に規定する教職員
- 二 国際教養大学特任教員就業規程に規定する特任教員
- 三 国際教養大学非常勤教員就業規程に規定する非常勤教員
- 四 国際教養大学嘱託職員就業規程に規定する嘱託職員
- 五 国際教養大学における短時間労働者就業規程に規定する短時間労働者
- 六 本学と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、本学において業務に従事する者
- 七 国際教養大学及び国際教養大学大学院の学生、研究生等

2 公益通報者とは、公益通報した者をいう。

3 通報対象事実とは、公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第2条第3項に規定する通報対象事実及び本学が定める規程等の規定に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実をいう。

## (窓口)

第3条 公益通報及び公益通報に関する相談に応じる窓口は、教職員支援室とする。

## (通報の方法)

第4条 通報の方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会により行うものとする。

2 原則として、匿名による通報は受け付けないものとする。

(通報制限)

第5条 公益通報者は、虚偽の通報、他者の誹謗中傷やその他不正の目的で通報を行ってはならない。

(通報後の措置)

第6条 窓口において公益通報を受けたときは、速やかにその内容を事務局長を経由し、理事長、内部統制担当理事及び監事に報告するものとする。

2 理事長は、必要に応じて第2条第1項第1号に定義する者の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行わせることができる。

3 前項により調査を命じられた者は、速やかに事実関係を調査するとともに、その調査結果を事務局長を経由し、理事長、内部統制担当理事及び監事に報告するものとする。

(是正措置)

第7条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第8条 理事長は、第6条の報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与した者に対して、就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第9条 理事長は、第6条の調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第10条 本学は、本学の教職員等が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該教職員等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報保護)

第11条 この規程に基づき、公益通報を受け付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の中で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(外部通報)

第12条 第2条第1項に掲げる者以外の者からの通報については、この規程に定める公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

2 前項の通報に関する窓口は、総務課とする。

(研究活動の不正行為に関する取扱い)

第13条 本学における研究活動の不正行為に関する取扱いについては、本規程の定めにかかわらず、国際教養大学研究活動の不正行為に関する取扱規程の定めによる。

(その他)

第14条 この規程に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月12日から施行する。